

第2回吉野川市中小企業等振興基本条例素案検討委員会会議録要旨

- 1 招集年月日 平成30年8月29日(水)
午後1時30分から午後2時55分(1時間25分)
- 2 招集の場所 吉野川市役所 東館3階 231会議室
- 3 出席委員 11人
- 4 出席職員 事務局5人
- 5 傍聴人 2人(徳島県庁職員、日本フネン)
- 6 会議日程
 - 1) 開会
 - 2) 報告事項
 - ①中小企業等を取り巻く現状と課題及び方策について
 - 3) 協議事項
 - ①吉野川市中小企業等振興基本条例案について
 - 4) 閉会
- 7 会議の経過

【日程2 報告事項】

- 委員 (中小企業を取り巻く現状と課題及び方策について報告)
- 事務局 (吉野川市商工会・吉野川商工会議所から吉野川市の中小企業がつもつビジョンについて報告)

【日程3 協議事項】

- ◆ 協議事項(1) 吉野川市中小企業等振興基本条例案について
- 委員長 ただ今共有させていただいた調査票の結果を踏まえまして、日程3「協議事項(1)吉野川市中小企業等振興基本条例案について」協議を進めていきたいと思っております。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (事前配布資料の説明)
- 委員長 事務局から中小企業等振興基本条例の基本案について説明がありました。ご意見・ご質問等ございましたら発言をお願いいたします。
- 委員 小企業者とありますが、小規模企業者にも含まれる概念なのではないかと思うのですが、小規模企業者の定義があれば教えてくださいたいと思っております。
- 事務局 中小企業基本法の第2条第5項に規定していますので、そちらに定義があるかと思っております。今回、我々も小企業者という言葉認識していなかったのですが、小規模企業振興基本法が平成26年にでき、そこに小企業者の定義があり、記載してほしいというご意見もあり、本市に小企業者に該当する事業所が非常

に多いということで今回追加させていただきました。

委員 15条の実施状況の公表というのは、毎年実施される検証ということだと思うので、非常に重要になってくるかと思います。16条の必要な事項は市長が別に定めるとありますが、例えばどういったことが想定されますか。

事務局 特段ございません。もう少し詳しく定めることがありましたら、規則で定めるということです。

委員長 他にいかがでしょう。

委員 小企業者なのですが、他には中小企業、小規模企業と「者」がついておりませんが、つく、つかないのはどうなのでしょう。そうといった言葉の定義が法令の中であり、そちらから拾い上げているのですが、再度確認はさせていただきます。

事務局 そういった言葉の定義が法令の中であり、そちらから拾い上げているのですが、再度確認はさせていただきます。

委員長 他にいかがでしょうか。条例については特になさそうですが、私から皆さまに一点お伺いしたいのですが、吉野川市が問題としていることと、一般的な他の地方都市が直面している問題点と、違う点があるのかどうかです。ないのであれば、方策については一般論が比較的適用できるのかなと思います。

委員 一つは都市計画、調整区域の問題があるかと思います。徳島県内で都市計画法をたてているところが少ないので、特殊事情ではないかと思います。

委員長 なぜこのような質問をさせていただくかと言いますと、基本条例の内容については一般的な市が制定する基本条例とほぼ同じような文書になるかと思います。一般的な話でないところを文書で書くかは別の話ですが、一般的な条例とは違う側面があるということの一つの認識として入れた方がいいのかなと思います。他にご意見等いかがでしょうか。

委員 委員長のご質問にあったのですが、他と違う問題というのは思い浮かばないかと思います。条例の前文に特性の記載がありますが、それがそうだと思いますし、理念的なものなのでこのままでも良いのかなと思います。あとは、12月にパブリックコメントの実施をし、4月以降の具体的な話に移る時がまた、非常に重要な時期になってくるのかなと思います。

委員長 ありがとうございます。他にご意見等ございませんか。

委員 条例を策定したときに、実際に動いてくれる人や、ワーキンググループを設け、その人達が本当に何をしたいのか、実質動いてくれる人が誰かを決めて、どうしようとしているのかを逆算するしか今の地方の場合できないかと思います。若手を集め、来年度どうするかを検討を始め、聞くことが実際に発展するこ

との意味だと思えます。また、合併特例債が終わり、官の需要が減ったということで被害を被る企業は確実に売上が落ちます。条例とは関係ありませんが、そういう企業の割合が多いのであれば早急に手を打たなければならないと思えます。雇用の話も大事だと考えており、人手不足に対して、企業は経営の効率化を図る為、ネットや電子決済等をし、雇用を減らす方向にあります。なので、現実社会がどのような方向に進むのか明確にしていくことが大事だと思えます。メインは、実際に投資をしている企業の人たちの問題なので、その人達の動きを活発にする必要があります、その調査をしていかなければならないと思えます。他にご意見等ございませんか。

委員長
委員

これは理念条例なので、完成された形だと思えます。この後の具体的な施策をどう進めていくかが、肝になってくるかと思えます。14条で協議の場を設置するとありますが、市内の中小企業振興に関わる、各会からメンバーを入れるようになるかと思うのですが、一つ提案として、県内の大学生を交えて若者のご意見を取り入れてみてはどうでしょうか。斬新な意見も出るかと思えます。

委員長
委員
委員長
事務局

他に何かございませんか。

(特になし)

それでは時間も差し迫って参りましたので、事務局から何か連絡があればお願いします。

(事務連絡)

【日程4 閉会】

委員長

それでは、本日の日程は全て終了いたしました。皆さまのご協力により、本日の議事を終えることができましたことに感謝を申し上げます、会議を閉じることといたします。お疲れ様でした。